

龍ヶ崎市立龍ヶ崎西小学校いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立龍ヶ崎西小学校

平成 26 年 3 月 20 日作成

平成 26 年 8 月 29 日改定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条を受けて、龍ヶ崎西小学校全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定した。

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条から）

(2) いじめに対する本校の基本認識

いじめは、どの学校や、どの児童においても起こりうることであることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の解決のために、すべての児童を対象としたいじめの未然防止と早期発見に取り組む姿勢を全職員で共有する。すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる人間性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために継続的な取り組みを実践する。

(3) いじめ防止の基本姿勢

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

イ 児童1人1人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ウ いじめの未然防止および、早期発見のための手段を計画的に講じる。

エ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、必要に応じて、学校内だけではなく、関係機関と連携して解決にあたる。

オ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

カ 学校評価アンケート（職員・保護者・児童）において、いじめ問題への取組について自己評価を行い、いじめ防止対策の改善を図る。

キ いじめ問題について、家庭・地域への啓発と広報を行う。

2 いじめの防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために

① いじめ問題に取り組むための組織(平常時)

いじめ防止等を実効的に行うために、**別紙1**のとおり「いじめ防止委員会」を設置する。

② いじめの未然防止のための取組

ア 道徳教育の充実

いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。また、道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。

イ 交流・連携活動の充実

異学年交流、小中連携、保小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

ウ リーフリボン活動

○ 愛宕中学校と連携し、「あ（相手の気持ちを考える）、じ（自分に自信をもつ）、さ（支えてくれている人に感謝する）、い（いじめを絶対にしない）」を合い言葉に、いじめ撲滅について全校児童に呼びかけを行う。

○ 愛宕中学校リーフリボンフォーラムに、本校児童が参加し、リーフリボン活動の取り組みについて発表する。

○ 校内リーフリボン集会を実施し、「全校道徳」として、縦割り班で、いじめに関するロールプレイを行い、被害者の気持ちや、傍観者の取るべき行動について話し合う。

エ 「西小あったか学校宣言文」

○ 「西小あったか学校宣言文」の配付、掲示を行い本校の取組を全児童や保護者に周知する。

○ 朝の会や、全校集会において音読を行い、意識の高揚を図る。

オ あいさつ運動の展開

○ 全校児童当番制による朝のあいさつ運動を実施する。

○ 保護者、愛宕中学校と連携して、あいさつ運動を実施する。

カ モラル（ソーシャル）スキルトレーニングの活用

○ 全学級において、道徳や学級活動等の時間を活用してモラル（ソーシャル）スキルトレーニングを実施する。学級の実態に応じて題材を選定する。

○ モラル（ソーシャル）スキルトレーニングの様子や感想等を学年・学級通信等で児童や過程に還元する。また、リーフリボン集会で取組について発表する。

キ なかよし班活動の展開

- なかよし班遊びを通して、学校全体の団結や楽しい学校の雰囲気づくりに努める。
- なかよし班給食を実施し、学年を越えて相談やサポートをし合える人間関係の構築を図る。

ク インターネット上のいじめに対する対策

インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

③ 開発的予防的な生徒指導の取り組み等

いじめ防止等に係る「開発的予防的な生徒指導」の年間計画を**別紙 2**のとおり定め、実施する。

(2) いじめの早期発見のために

① 日々の観察

- 教職員が子供たちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- 教育相談ボランティア等、いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。
- グループ内での気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

② 教育相談の実施

定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

③ いじめアンケートの活用

- 学期毎に全校児童を対象に、いじめアンケートを実施し、いじめや問題行動の早期発見に努め、早期対応を図る。
- アンケート実施後、教育相談期間を設定し、全児童の教育相談に当たる。

④ いじめチェックリストの活用

- いじめチェックリストを活用して、一人一人の児童がいじめの対象になっていないか客観的に判断する。
- チェックリストから、心配される児童について、教育相談や情報収集から事実を確認する。

(3) いじめを発見した場合の早期対応

① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

いじめ問題を解決するために、**別紙 1**のとおり「いじめ対策委員会」を設置する。

② 正確な実態把握

- 当事者双方や周りの子供からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。

③ 指導体制、方針決定

- 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

④ 児童への指導・支援

- いじめられた児童の心配や不安を取り除くように努める。
- いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という、人権意識を持たせる。

⑤ 保護者との連携

- 学校で把握した事実を伝え、保護者の協力を求める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

⑥ 関係機関と連携した組織

いじめと認識される、またはいじめと疑われる事由が発生した際、必要に応じて、関係機関との連携を図る。(市教育委員会、龍ヶ崎警察署、スクールサポーター、PTA会長、その他)

(4) 教職員研修と保護者学習会

① 教職員研修

- 全職員で児童理解のための校内研修を行い、共通理解のもと共通指導にあたる。また、必要に応じて随時職員会議において情報交換を行う。

② 保護者学習会

- 学校と保護者が、日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、子育てふれあいセミナー等の機会を利用しながら、子ども理解などの情報交換に努める

(5) 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、重大事態と判断されるいじめがあった場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を**別紙1**のとおり設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- ⑥ スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

3 その他の重要事項

学校評価アンケート等から、取り組みや対応について自己評価を行い、学校の設置者に報告するとともに、組織や対応の改善を図る。